

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 20 年 8 月 19 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

副理事長 伊 沢 正

1. 業務内容

- (1) 案件名及び数量 「食品衛生法に基づく食品・食品添加物等の規格基準(抄)」
(日本語版、英語版)改訂業務一式
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書及び仕様書による。
〔参考〕改訂対象資料の掲載サイト；
日本語版 HP：<http://www.jetro.go.jp/jpn/regulations/guidebook/>
英語版 HP：<http://www.jetro.go.jp/en/market/regulations/>
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 21 年 1 月 30 日(金)まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。(1)入札金額を記した書類(以下「入札書」という。)、(2)提案に係わる技能等に関する書類(以下「提案書(総合評価)」という。)、(3)サンプル原稿、(4)日本貿易振興機構競争参加資格決定通知書コピー(新規に申請する場合は、競争参加資格申請書コピーでも可)、(5)会社概要をもって所定の期限までに申し込むこと。上記(1)の「入札書」(別添するその明細書を含む)は開札時に開封するため、(2)、(3)、(4)、(5)の書類とは別に封筒に入れ封印した状態で提出すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書にはその内訳を添付すること。

入札者は、入札後、書類について不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本貿易振興機構の「競争参加資格審査規程」第 3 条第 1 項に定める競争参加資格者名簿に記載された者であり、平成 19・20・21 年度業種区分「役務の提供等」の C または D 等級に格付けされ、「調査・研究(303)」を提供可能役務として登録した者であること。
なお、競争参加資格を有しないものは、8 月 28 日(木)15:00 までに資格申請を行う必要がある。

競争参加資格に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号

日本貿易振興機構 総務部管理課

電話：03-3582-5548 FAX：03-3583-6182

- (4) 「競争参加資格審査規程」第8条に定める競争に参加させることができない者及び第9条に定める競争に参加させないことができる者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 公告の日から開札の日までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。

3. 入札書類等の提出場所

- (1) 入札書類等の提出場所及びお問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号

日本貿易振興機構 貿易投資相談センター貿易投資相談課

電話 03-3582-5171(担当者:小見山、岩井)

- (2) 仕様書、入札説明書等の交付場所

入札説明会会場及び入札説明会実施後に上記3.(1)にて交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

平成20年8月28日(木) 15時00分 / 日本貿易振興機構 5階E会議室

参加希望者は、8月27日(水)17時00分までに別添「入札説明会参加申込書」をFAXで送信のこと。

- (4) 入札書類等の提出期限(郵送の場合は期限までに必着のこと)

平成20年9月10日(水) 17時00分

- (5) 開札会の日時及び場所

平成20年9月19日(金) 10時00分 / 日本貿易振興機構 5階C会議室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、日本貿易振興機構の交付した仕様書等に基づき「提案書(総合評価)」、「サンプル原稿」を作成し、これを競争参加資格の確認のための書類と封印した「入札書」に添付して入札書類の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

なお、入札者の作成した入札書類一式の内容は日本貿易振興機構において審査するものとし、採用し得ると判断した入札書類を提出した者のみを落札決定の対象とする。

- (4) 入札無効 本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札条件に違反した入札。

- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 仕様書等に示した業務を履行できると日本貿易振興機構が判断した入札者であって、日本貿易振興機構の「物品等管理規程」第 1 8 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内での入札価格を提示したものであり、契約担当役が入札説明書で指定する要件のうち必須とした項目についての基準をすべて満たしている提案をした入札者の中から、仕様書、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) 詳細は、仕様書、入札説明書等による。

以上